

上山市議会会議録

第476回定例会

本会議最終日

(平成29年3月17日)

平成29年3月17日（金曜日） 午前10時 開議

~~~~~

### 議事日程第3号

平成29年3月17日（金曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第16号 上山市個人情報保護条例及び上山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第17号 上山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第23号 上山市辺地に係る総合整備計画の変更について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 4 議第18号 上山市蔵王坊平国設スキー場管理センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議第19号 上山市児童センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第20号 上山市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第21号 上山市空家等の応急措置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議第26号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第 9 平成27年  
請願第1号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する件
- 日程第10 平成28年  
請願第4号 TPP協定を国会で批准しないことを求める件

（予算特別委員長報告）

- 日程第11 議第 7号 平成29年度上山市一般会計予算
- 日程第12 議第 8号 平成29年度上山市国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議第 9号 平成29年度上山市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議第10号 平成29年度上山市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議第11号 平成29年度上山市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議第12号 平成29年度上山市浄化槽事業特別会計予算
- 日程第17 議第13号 平成29年度上山市施設貸付事業特別会計予算

日程第18 議第14号 平成29年度上山市後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議第15号 平成29年度上山市水道事業会計予算

(追加議案)

日程第20 議第27号 平成28年度上山市一般会計補正予算(第8号)

日程第21 議案第1号 上山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議案第2号 上山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
(閉 会)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

## 出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員(15人)

|     |     |      |    |     |     |       |    |
|-----|-----|------|----|-----|-----|-------|----|
| 1番  | 守 岡 | 等    | 議員 | 2番  | 井 上 | 学     | 議員 |
| 3番  | 高 橋 | 恒 男  | 議員 | 4番  | 谷 江 | 正 照   | 議員 |
| 5番  | 棚 井 | 裕 一  | 議員 | 6番  | 川 崎 | 朋 巳   | 議員 |
| 7番  | 佐 藤 | 光 義  | 議員 | 8番  | 尾 形 | み ち 子 | 議員 |
| 9番  | 長 澤 | 長右衛門 | 議員 | 10番 | 中 川 | と み 子 | 議員 |
| 11番 | 枝 松 | 直 樹  | 議員 | 12番 | 浦 山 | 文 一   | 議員 |
| 13番 | 大 沢 | 芳 朋  | 議員 | 14番 | 高 橋 | 義 明   | 議員 |
| 15番 | 坂 本 | 幸 一  | 議員 |     |     |       |    |

欠席議員(0人)

---

## 説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長 塚 田 哲 也 副 市 長

|      |                             |      |                           |
|------|-----------------------------|------|---------------------------|
| 鈴木英夫 | 庶務課長<br>(併)選挙管理委員会<br>事務局局長 | 鈴木直美 | 市政戦略課長                    |
| 金沢直之 | 財政課長                        | 舟越信弘 | 税務課長                      |
| 鏡順   | 市民生活課長                      | 尾形俊幸 | 健康推進課長                    |
| 土屋光博 | 福祉事務所長                      | 富士英樹 | 商工課長                      |
| 平吹義浩 | 観光課長                        | 前田豊孝 | 農林課長<br>(併)農業委員会<br>事務局局長 |
| 藤田大輔 | 農業夢づくり課長                    | 近埜伸二 | 建設課長                      |
| 秋葉和浩 | 上下水道課長                      | 齋藤智子 | 会計管理者<br>(兼)会計課長          |
| 佐藤浩章 | 消防長                         | 古山茂満 | 教育委員会<br>教育委員長            |
| 太田宏  | 教育委員会<br>管理課長               | 加藤洋一 | 教育委員会<br>学校教育課長           |
| 井上咲子 | 教育委員会<br>生涯学習課長             | 鏡裕一  | 教育委員会<br>スポーツ振興課長         |
| 板垣郁子 | 選挙管理委員会<br>委員               | 花谷和男 | 農業委員会<br>会長               |
| 大和啓  | 監査委員                        | 渡辺るみ | 農会<br>監査委員<br>局長          |

---

### 事務局職員出席者

|      |      |      |     |
|------|------|------|-----|
| 佐藤毅  | 事務局長 | 遠藤友敬 | 副主幹 |
| 渡邊高範 | 主任   | 後藤彩夏 | 主事  |

### 開 議

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○坂本幸一議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る3月15日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号を協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生各常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それ

ぞれ議決することにいたしました。

最後に、市長提案の議案1件及び議会案2件について、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

○坂本幸一議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

日程第1 議第16号 上山市個人情報保護条例及び上山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件
(総務文教常任委員長報告)

○坂本幸一議長 日程第1、議第16号から日程第3、議第23号まで計3件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋総務文教常任委員長 登壇〕

○大沢芳朋総務文教常任委員長 今期定例会において総務文教常任委員会に付託されました議

案3件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第16号上山市個人情報保護条例及び上山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、番号法において制限されている他の機関に対する特定個人情報の提供について例外規定が追加され、条例で定める地方公共団体の独自利用事務について、情報提供ネットワークシステムを使用し他の地方公共団体等の機関との連携が可能となることから、上山市個人情報保護条例の情報提供等記録の定義に準用規定を加えるとともに、実施機関が保有個人情報を訂正した場合の新たな通知先として、個人番号の提供を求める地方公共団体を示す条例事務関係情報照会者及び個人番号の提供の求めを受け提供する機関を示す条例事務関係情報提供者を加えるほか、番号法の条の繰り下げに伴い、上山市個人情報保護条例及び上山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の引用条項の改正を行うもので、平成29年5月30日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号上山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、児童福祉法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、児童福祉法において、里親につ

いての規定が改正され養子縁組里親という名称が明確に規定されたことから、上山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上山市職員の育児休業等に関する条例の引用条項等の改正を行うもので、平成29年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第23号上山市辺地に係る総合整備計画の変更について申し上げます。

本件は、公民館施設整備事業を追加するとともに、消防施設整備事業の事業費を増額するため提案されたものであります。

その内容は、山元地区の公民館事業や、ドクターヘリの緊急離着陸場等で利用される山元運動広場に大型車両や救急消防車両が進入できない状況にあることから、プールを解体し車両の進入路及び駐車場を整備するとともに、更新時期を迎えた高圧受電機器の更新を行うほか、公共建築工事積算基準の改定に伴い、元屋敷のポンプ車庫整備の事業費を増額する必要が生じたことから、上山市辺地に係る総合整備計画の第1次変更を行うものであるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○坂本幸一議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案3件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のと

おり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第4 議第18号 上山市蔵王坊平国設スキー場管理センター条例を廃止する条例の制定について外6件**  
(産業厚生常任委員長報告)

○坂本幸一議長 日程第4、議第18号から日程第10、平成28年請願第4号まで計7件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長浦山文一議員。

〔浦山文一産業厚生常任委員長 登壇〕

○浦山文一産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案5件、継続審査としております請願2件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第18号上山市蔵王坊平国設スキー場管理センター条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本件は、上山市蔵王坊平国設スキー場管理センターを廃止するため提案されたものであります。

その内容は、上山市蔵王坊平国設スキー場管理センターは、蔵王坊平スキーパトロール隊の詰所として管理運営されてきましたが、施設の老朽化も進み、詰所としての機能が民間施設に移転し、一定の役目を終えたことから、上山市

蔵王坊平国設スキー場管理センターを廃止するもので、公布の日から施行するとの説明であります。

委員会では現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号上山市児童センター条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、南児童センター分室を南小学校内に設置することに伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、南児童センター分室を新たに南小学校屋内運動場2階に設置することから、南児童センター分室を追加し、位置を「上山市けやきの森1番1号」と定めるとともに、使用料を月額9,000円と定めるものであります。

また、中川児童センターでの未就学児の保育や南児童センター及び同分室での放課後児童クラブにおいて現状に適した環境を整えるため、これまで「体力増進指導員」を置くとしていたものを「その他必要な職員」と改めるほか文言の整理を行うもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号上山市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、川口児童遊園の廃止等、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、新たに整備された川口公民館の敷地内に遊具が設置され、現在の川口児童遊園の遊具が老朽化し、利用がないため川口児童遊園を廃止することから、川口児童遊園に関する文言を削除するものであります。

また、児童遊園の管理について、現状に適した管理方法で行えるよう第8条を削除するほか文言の整理を行うもので、平成29年4月1日から施行するものであるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号上山市空家等の応急措置に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、管理不全の空家等に対する応急措置に関し、必要な事項を定めるため提案されたものであります。

その内容は、空家等の管理は所有者等がみずからの責任により的確に対応することが前提であるものの、管理不全により空家等に非常事態が発生した場合または危険が切迫している場合において、緊急時の対応として空家等に必要最小限の措置を講ずることができるよう目的や応急措置等について定めるもので、平成29年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、空家の定義についてただしたところ、1年以上管理されていない建築物等のことであり、管理の状況については、地区会や所有者等へ調査を行い把握していくとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第26号市道路線の廃止及び認定について御報告申し上げます。

本件は、道路網の整備等に伴い、市道路線を廃止及び認定する必要があるため、道路法の規定により提案されたものであります。

その内容は、廃止する2路線については、それぞれ起点及び終点の変更によるもので、認定する3路線に含まれており、民間開発により新たに整備されたことによる廃止・認定が美咲町東河原線、認定が美咲町9号線、須刈田地区の内山集落には現在住民がいないため、延長を短

縮することによる廃止・認定が内山線であるとの説明であります。

委員会では現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、平成27年請願第1号年金積立金の安全かつ確実な運用に関する件及び平成28年請願第4号TPP協定を国会で批准しないことを求める件について御報告申し上げます。

2件の請願は、提出者から諸種の事情により撤回したいとの申し出があり、委員会ではこれを承認すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○坂本幸一議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長の報告の議案7件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第11 議第7号 平成29年度 上山市一般会計予算 外8件

(予算特別委員長報告)

○坂本幸一議長 日程第11、議第7号から日程第19、議第15号まで計9件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長尾形みち子議員。

〔尾形みち子予算特別委員長 登壇〕

○尾形みち子予算特別委員長 今期定例会において予算特別委員会に付託されました予算関係議案14件のうち、平成29年度各会計予算9件について、3月7日から9日の3日間にわたり慎重に審査いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、審査の状況、経過等については省略させていただき、後日委員会記録により御承知いただきたいと存じますので、審査の結果のみ御報告申し上げます。

まず、平成29年度各会計予算につきましては、市長から施政方針及び新年度予算編成方針並びに提案理由の説明、さらに各課長等により詳細に説明を受け、審査を行ったところであります。

初めに、議第7号平成29年度上山市一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,000万円とするもので、「また来たくなるまち ずっと居たいまち〜クアオルトかみのやま〜」の実現に向け、人口減少に対応するための結婚、子育て支援、市民の健康増進、企業誘致や雇用対策、安全・安心なまちづくり、地域活力の向上に関する施策を重点的に展開するため編成されたものであり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成29年度上山市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ

46億3,000万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億400万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成29年度上山市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億4,200万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成29年度上山市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億6,600万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成29年度上山市浄化槽事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,530万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成29年度上山市施設貸付事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成29年度上山市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第15号平成29年度上山市水道事業会計予算は、収益的収入8億3,100万円、収益的支出8億2,800万円、資本的収入9,200万円、資本的支出3億5,900万円とするものでありますが、資本的収入額が

資本的支出額に対し不足する額2億6,700万円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○坂本幸一議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、11番枝松直樹議員。

〔11番 枝松直樹議員 登壇〕

○11番 枝松直樹議員 11番、会派野の花の枝松直樹でございます。平成29年度一般会計予算案に反対の立場で討論をいたします。

平成29年度予算案には、弁天地区に建設予定の温泉健康施設の掘削費用が計上され、施設建設に踏み出そうとしております。

私はこの間多くの市民と対話をしてきましたが、大多数が建設に対する反対または疑問を持っており、それに加えて、建設の是非をどう判断していいかわからない人、どのような施設がえられるのか全くわかっていない人もかなりの数に上るとというのが現実の市民の姿でありました。日本共産党議員団で実施した市民アンケートでも同じような傾向のようであります。

最大15億円という巨額な投資事業にもかかわらず、施設建設に踏み出そうというこの段階に至っても、この事業には市民の合意がなされていないどころか、認知さえ不十分と言えます。

湯布院では、構想から施設完成まで10年の歳月をかけて議論を重ね、設計の前段には100日シンポジウムとあって、連日住民との対話、

徹底した議論を行ってきたそうであります。

私が反対しているこの予算議案は、予算特別委員会において賛成多数で可決されたわけですが、議会の議決と市民の思いに食い違いがあってはなりません。市民の代表として市民の声を議会で代弁するのが、間接民主主義における議員の役目だと思っております。その議員の役目を果たすためには、市民の声を十分に聞く必要があります。

市民を置いてけぼりにしてはなりません。市民の意識がこのような中で、なぜ議案に賛成できるというのでしょうか。現在、建設事業に活用できる補助金は見つかっておりません。

よって、補助金申請の締め切りがないのですから、この際、計画を凍結し、市民合意がなされるまでに話し合いを継続すべきと考えます。これが反対の第一の理由であります。

また、市長は私の一般質問に対し、「建設に当たっては、市民や各団体の代表で構成された温泉健康施設検討委員会において議論していただき、その結果に基づいて進めているところで」と答弁されました。しかし、議事録を読めば、委員の中で合意されたのは次の2点であると理解しました。1つ、「こういう施設があったらいいね」という温泉健康施設建設に対する合意。2点目は、ハードより運動プログラムのソフトが大事だということであります。今、執行部から示されている場所と基本設計で合意したわけではないことがわかります。報告書提出後に何人かの委員と話をしましたが、私の認識と同様でありました。

温泉健康施設検討委員会の報告書が提出されたのは平成27年3月です。それから中心市街地をめぐる状況は大きく変化しています。今なら温泉健康施設検討委員会の議論もどうなっ

いたかわかりません。

市長の言うところの市民目線に立った行政をするとすれば、やはりこの建設事業を一旦凍結し、市民の納得のもとに進められるよう市民との合意形成に力を注ぐべきではないでしょうか。

次に、財源の使い道という問題について申し上げます。

上山市民はよく天童市と東根市を引き合いに、「天童市と東根市は活気がある。上山市も見習ったらどうか」ということを自虐的に言うことがあります。

天童市では、「子育て日本一」の目標に向かって、平成29年度から高校生までの医療費の無料化を実施します。予算額は約3億4,000万円です。また、新たに学校給食費についても、第3子以降と低所得世帯を対象に無料化することとあります。さらに、基礎的財政収支、つまりプライマリーバランスは10億円を超える黒字だということですから、財政的な健全さも保たれているということになります。

この情報に接したとき、私は「やられた」と思わず言葉を発してしまいました。極めてインパクトのある市民受けする政策だと思ったからであります。本来なら国によるナショナルミニマムの確保策として実施されるべきで、自治体間のサービス競争になってしまっている現状には疑問もありますが、これから移住先を決めようとする子育て世代にとっては大きな決定要素になるのではないのでしょうか。私は、行政水準の格差として本市市民に認識されることを懸念いたします。

市長は施政方針の中で「平成29年度は人口減少対策を最重要課題として位置づけ、総合的に施策を進めてまいります」と述べておられます。今現在、市民の目に映っている上山市の目

下の重要課題は、人口減少、そしてカミンの再生を含む中心市街地の活性化だと認識しております。それなら、その本市の重要課題解決のために予算は使われるべきではないでしょうか。限られた予算ですから、選択と集中が求められます。このたびの建設事業が本市の重要課題解決にどの程度つながるのでありましようか。

このたびの建設費用は最大15億円ですから、これを仮に人口減少対策や子育て支援の政策に使ったらいかがでしょうか。かなり思い切ったインパクトのある政策が打てるはずであります。

財源を何に使うかは予算編成権のある市長に任されているのですが、それは市民に支持されるものでなければなりません。今日的な状況の中で、上山市は一体何に予算を使うべきなのでしょう。そして、納税者であり主権者である上山市民は一体何に予算を使ってほしいと願っているのでありましよう。

市民が納得する財源の使い道については、市民との十分な対話が不可欠であります。最初に申し上げた温泉健康施設建設に当たっての市民合意と同じように、市民との対話不足が財源の使途についてもあらわれているのではないかと考えてなりません。

このように、財源の使途という点でも今般の予算案に異議を唱えるものであります。

次に、開発手法について、このままの直営方式でいいのかという点で申し上げます。

来週3月23日に岩手県紫波町のオガール紫波を会派で視察をすることにしております。紫波町では、雪捨て場として10年以上放置されていた町有地10.7ヘクタールを、公民連携、すなわちパブリック・プライベート・パートナーシップ、PPPと言われておりますが、その手法で整備をいたしました。今では年間80万

人もの人が訪れる町の中心地へと変貌を遂げています。この開発の特徴は、民間資金により民間事業者が開発をし、でき上がった施設を町が買い取るというものであります。紫波町では役場内に公民連携室を設置しており、町民の合意形成も公民連携室の大きな役割となっております。

今回の温泉健康施設も、直営で建設するのではなく民間との連携はできないものかなど、開発手法に検討の余地があるものと感じております。民間が建設することにより、コストの削減ができるなどメリットもあるのでありますから、この開発手法の点でもさらなる吟味が必要ではないかと思えます。

最後に、市議会議員の結果責任という観点から申し上げます。

市議会及びその構成員たる市議会議員は、市民に対し結果責任を負う立場にあります。しかし、今まで述べてきたように、温泉健康施設建設を取り巻く現状は、とても私どもが市民に対し結果責任を負えるような状態にはありません。なぜなら、市民に説明できないからであります。市民合意がない事業を進めることに対し、私がどう合理的な説明ができるというのでありましようか。

私が無理して説明しようとするれば、それは市民の声に背くことになり、自己矛盾に陥ってしまいます。

自分が市議会議員としてこれからも市民の声を聞きながら活動していこうとするれば、今般の温泉健康施設建設に係る温泉掘削費用の計上は到底容認できません。

以上、私としては市議会議員になって初めての反対討論でありましたが、議員各位におかれましてはぜひ御賛同賜りたくお願い申し上げます、

反対討論といたします。

○坂本幸一議長 次に、2番井上学議員。

〔2番 井上 学議員 登壇〕

○2番 井上 学議員 議第7号平成29年度上山市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、温泉健康施設建設に当たっての温泉掘削に対する予算について市民の理解が十分図られていない状況では執行すべきではないという理由です。

私たちの市民アンケートでは、この事業について、反対、わからない、知らないと答えた方を合わせると7割近くになります。これでは民意を得ているとは言えません。

アンケートで賛成と回答した方の中にも「健康に資する施設であればいい」と施設の趣旨を理解している方がいる一方、「天童や中山のような日帰り入浴施設」と考える方もおり、賛成と考える市民もこのまま建設が進めばイメージと違ふとなり、不信を持ちます。

アンケートで反対と回答した方の理由には、「にぎわいづくりのため中心市街地につくるべき」という設置場所の問題、ふるさと納税と一般財源から建設費を充てると示されましたが、「財源をどうするか不安」といった財源の問題、「赤字経営になるのではないか」という運営面での問題、「市民のために必要か疑問」といった設置そのものに対する懸念など、市民の理解は進んでいません。

市民との会話の中では、2億円という掘削費について、その予算で保育園の増設や多子負担軽減策の拡充を行い、子育て応援の充実や人口減少対策で上山を元気にしてほしいということもお聞きしています。今、市民が必要と感じていることは、温泉掘削ではないと考えます。

予算特別委員会の中で、市長からも市民の理解については十分ではないと答弁がなされました。しかし、温泉掘削など建設を進めながら市民への理解を図っていくとのことでした。私はそのやり方で市民の理解が得られるとは考えられません。温泉掘削前に設置場所や施設のあり方など丁寧に説明し、建設していくべきです。掘削が始まってしまえば、「何を言っても変わらない」「強硬に進めている」と市民が感じてしまいます。市民理解がなければ設置後の有効利用も難しくなり、いい施設だと市民から親しまれる施設へもなり得ません。

時間はあると市長からもありましたので、掘削は平成30年度以降に考え直し、平成29年度においては市民の理解を図ることに全力を尽くすべきと考えます。

以上、平成29年度上山市一般会計予算の反対討論とします。

○坂本幸一議長 次に、5番棚井裕一議員。

〔5番 棚井裕一議員 登壇〕

○5番 棚井裕一議員 議第7号平成29年度上山市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行うものであります。

本市では、「上山型温泉クアオルト構想」のもと、健康保養地づくりに積極的に取り組んでおられるところではありますが、本市の現状としては、高齢化率が県内13市の中でも高い水準にあることなど、健康寿命の延伸が喫緊の課題ではないでしょうか。

また、医療費や介護サービス給付費の増加に伴う社会保障経費が伸びておりますが、将来の財政負担を考慮した場合、その抑制も課題であり、そのためには市民の健康増進や介護予防への取り組みをさらに進めることが重要と考えるところであります。

このたび温泉健康施設の基本設計が示されました。温泉を活用したプールやジムなどが設置され、利用者に応じた健康プログラムの提供や高齢者のみならず幅広い年代を対象とした健康増進や介護予防に係る運動教室が開催されるなど、市民の健康寿命の延伸や医療費抑制に結びつく事業を行う環境が整備され、さらに市民から要望のあった日帰り温泉施設も整備されるとの説明を受けました。

また、現在、水中ストレッチ教室はわざわざ天童市まで移動して実施されておりますが、参加された方からは市内で通年実施してほしいとの要望もあると伺っています。

平成29年度予算に温泉掘削の予算が計上されておりますが、市長からは「施設の目的や内容、財源措置などについて、今後市民に十分周知し、合意形成に努めていく」との姿勢が示されており、今後医療機関との連携、運営主体の選定などについても調査研究等を進めていくとの説明があったことなどから、議第7号平成29年度上山市一般会計予算に対しましては、賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○坂本幸一議長 ほかに討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第7号議案について採決いたします。

予算特別委員長報告は原案可決であります、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本幸一議長 起立多数。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

次に、議第8号議案、議第9号議案、議第10号議案、議第11号議案、議第12号議案、議第13号議案、議第14号議案及び議第15号議案の計8件について採決いたします。

予算特別委員長報告の議案8件は原案可決であります、予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第20 議第27号 平成28年度上山市一般会計補正予算（第8号）**  
(追加議案)

**○坂本幸一議長** 日程第20、議第27号平成28年度上山市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

**○横戸長兵衛市長** ただいま議題となりました議案について、御説明申し上げます。

議第27号平成28年度上山市一般会計補正予算（第8号）についてであります、今回の補正は、カミンの再生整備を図るため、国の補正予算（第2号）を活用して実施する事業等について、早急に予算措置を必要とするため編成いたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ4億9,200万円を追加し、予算の総額を173億3,10

0万円とするものであります。

繰越明許費につきましては、事業が年度内に完了しないことから、平成29年度に繰り越して執行するものであります。

地方債につきましては、事業の実施に伴い、限度額を追加並びに変更するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金、市債を増額するものであります。

歳出につきましては、3款民生費では、国の地方創生拠点整備交付金を活用して、カミンの1階部分に子育て支援施設を整備するための経費などを計上するものであります。

7款商工費では、国の訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金を活用して、かみのやま温泉駅前に観光情報・交流施設を整備するための経費を計上するものであります。

10款教育費では、カミンの整備にあわせて実施するエレベーターや外壁等共用部分の改修に要する経費を計上するものであります。

以上、提案理由の概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○坂本幸一議長 財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 命によりまして、議第27号平成28年度上山市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

平成28年度上山市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ173億3,100万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」によるものであります。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

14款国庫支出金は1億3,764万7,000円を増額し、補正後の額を15億4,754万1,000円とするものであります。2項国庫補助金の増によるものであります。

18款繰入金は4,585万3,000円を増額し、補正後の額を4億2,535万9,000円とするものであります。

21款市債は3億850万円を増額し、補正後の額を28億8,420万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では4億9,200万円を増額し、補正後の歳入合計を173億3,100万円とするものであります。

次に歳出について申し上げますので、3ページをごらんください。

3款民生費は3億173万9,000円を増額し、補正後の額を47億7,976万3,000円とするものであります。2項児童福祉費の増によるものであります。

7款商工費は、1項商工費を1億1,914万7,000円増額し、補正後の額を15億7,636万5,000円とするものであります。

10款教育費は7,111万4,000円を増額し、補正後の額を15億8,033万1,000円とするものであります。5項社会教育費の増によるものであります。

以上の結果、歳出合計では4億9,200万円を増額し、補正後の歳出合計を173億3,100万円とするものであります。

次に、事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出から御説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きください。

最初に、3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費は3億173万9,000円の増であります。子育て支援施設整備事業費で、現在破産管財人の管理となっているカミンの商業フロアについて、中心市街地活性化を進める上で、子どもから高齢者までが利用し周辺への波及効果も期待できる施設とするため、国の平成28年度補正予算を活用し、1階部分を総合子どもセンター、屋内遊び場、子育て世代交流スペースとして取得及び整備する経費を措置するものであります。なお、施設整備は、外壁改修、エスカレーター撤去等の共用部分とあわせて、建物の管理運営を行っている上山二日町再開発株式会社が一括して発注することから、区分所有に応じた工事負担金として措置しております。

7款1項商工費5目観光施設費は1億1,914万7,000円の増であります。訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費で、国の平成28年度補正予算を活用し、かみのやま温泉駅前のタクシー会社跡地に観光情報・交流施設を整備するため、既存建物の解体、新施設建設に係

る経費を措置するものであります。

10款教育費5項社会教育費5目図書館費は7,111万4,000円の増であります。図書館管理運営費で、カミンを周辺への波及効果も期待できる施設として再整備するため、外壁改修、エスカレーター撤去等の共用部分の整備費用について、区分所有に応じた工事負担金を措置するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。前に戻りまして、10ページ、11ページをお開きください。

最初に、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は9,809万9,000円の増であります。国の補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金を計上するものであります。

8目商工費国庫補助金は3,954万8,000円の増であります。国の補正予算に伴う訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金を計上するものであります。

18款繰入金1項1目基金繰入金は4,585万3,000円の増であります。財政調整基金取り崩しを増額するものであります。

21款1項市債2目民生債は1億7,720万円の増であります。カミン1階に整備する子育て支援施設整備事業を計上するものであります。4目商工債は7,800万円の増であります。観光施設整備事業を計上するものであります。7目教育債は5,330万円の増であります。カミン再生整備の共用部分に係る図書館整備事業を計上するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明申し上げますので、前に戻りまして、4ページをお開きください。

このたびの補正は追加及び変更であります。

初めに追加であります。3款民生費2項児

童福祉費、子育て支援施設整備事業費は3億173万9,000円で、カミン1階に整備する子育て支援施設の整備負担金及び財産取得費並びに共用部分の負担金であり、10款教育費5項社会教育費、図書館管理運営費は7,111万4,000円で、カミンの再整備に伴う共用部分の負担金であります。いずれも年度内完了とはなりませんので繰越明許費を設定するものであります。

次に変更であります。7款商工費1項商工費、訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費で、補正前の1,244万9,000円を補正後の1億3,159万6,000円とするものであります。観光情報・交流施設に係る解体工事、建設工事費等を新たに増額するものであります。

その結果、補正後の繰越明許費は15億6,690万7,000円となるものであります。5ページをごらんください。

最後に、第3表地方債補正であります。今回の補正は追加及び変更であります。

初めに、追加であります。起債の目的は子育て支援施設整備事業、限度額1億7,720万円、図書館整備事業5,330万円です。起債の方法は普通貸借または証券発行とし、利率は借入先との協定によるものとするものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものであります。

変更につきましては、限度額の変更であり、起債の目的は観光施設整備事業で、7,800

万円を増額するものであります。

その結果、3億850万円を増額し、補正後の限度額を28億8,420万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○坂本幸一議長 13番大沢芳朋議員。

○13番 大沢芳朋議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第27号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 ただいま13番大沢芳朋議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第27号議案については委員会付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑発言を許します。守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 カミンの再生整備計画についてお尋ねします。

今回の計画を見て高齢者が一番がっかりしたのではないかと思います。これまでのバス利用、買い物利用、高齢者福祉、くつろぎの空間という、カミンに最も期待していた機能がほとんど



ない計画になっているのではないかということで、平面図についていろいろ検討されているということなんですけれども、こうした高齢者の要望を生かすものにできる余地はないのかどうかということが第1点です。

第2点目の質問が、二日町再開発株式会社の位置づけについてであります。再開発株式会社に知識、経験豊富な人材を山銀より配置してテナント事業の効率的、効果的運営を図るという、これはいいことだと思いますけれども、前に民間シンクタンクからの報告書では、この二日町再開発株式会社を、カミンの運営管理だけでなく中心市街地全体のマネジメントを推進するまちづくり会社としての機能強化を図るべきとされていましたがけれども、その位置づけはどうか。今後作成されるこの基本計画の推進の核となり得るのかどうかということも2点目にお尋ねします。

第3点目が予算についてということで、全体で8億かかる事業のうち、この上山市、株式会社、あと山銀、積立金それぞれ配分されているようなんですけれども、この連帯保証人の負担がどういうふうになるのかということ。

この3点についてお尋ねします。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 まず、高齢者の部分の要望についてでございますけれども、まず高齢者の方、買い物場所がなかなかないということでカミンの中にそういったものもできないかということも検討してきましたけれども、調査報告書の結果にも書いてありますけれども、なかなか物販での経営的には厳しいものがあるということでございましたので、こちらについては、商店街のほうにその機能を担っていただくという考え方に立ちまして、カミンについてはそう

いったいろいろなさまざまな世代の方が集まる施設という位置づけでの再整備を考えているところでございます。

その中で、高齢者の方については、これまでも利用がありました高齢者のまじやれにつきまして、今も2階にありますけれども、そちらの位置関係をエレベーターとか階段近くの場所に移しまして、広さも十分確保して機能拡充を図っていくということでございます。

また、共用部分に関しましては、そういった高齢者の方が中心部にお買い物に来た際に休みをとられたりする場所ということの活用もできるということで多目的な共用を図れる部分、また館内でいろいろな施設が入るわけですので、そういった施設間での連携による事業などもそちらで展開ができるということで、多世代交流を図る場所という位置づけにもなりますので、そういった活用で考えているということでございます。

また、二日町再開発株式会社のほうのまちづくり会社としての機能強化に向けた部分でございますけれども、こちらにつきましては、2階の部分につきまして今回二日町再開発株式会社が主に取得することになりますので、そちらと商店街との連携の部分について、二日町再開発株式会社の事務局のほうで積極的に関与してカミンの利用者の方が商店街に回遊していく、そういったソフト事業の面で主に役割を担っていただくということを考えております。

また、最後の質問でございますけれども、連帯保証人の関係でございますが、連帯保証人につきましては、基本的にはショッピングセンター協同組合が借りた高度化資金の部分につきまして連帯保証しているということでございますので、今回皆様のほうに御説明をしております

財産の取得につきましては2億弱になるということでお示しをしておりますけれども、それと高度化資金の差額分、要は返済していない部分の差額分につきまして恐らく連帯保証人の方に請求されることになるというふうに考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 それで、1点目の図面の空白の部分ですね。この部分を高齢者に限らず市民のいろいろな要望に基づくものに何かしていくような余地があるのかどうかという点ではどうでしょうか。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 1階の奥の部分については現在用途を検討中でございますので、こちらの部分についてはまだ具体的な用途が決まっておりますので、そういった声も踏まえながら検討していきたいと考えております。

○坂本幸一議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 その市民の願いに応える余地はあると理解してよろしいですね。以上で質問を終わります。

○坂本幸一議長 ほかにありませんか。枝松直樹議員。

○1番 枝松直樹議員 今の守岡議員にも関連するんですけども、やはり高齢者がまじやれに行っている人は年中行っている人はいいいんですけども、そうでない人、急にカミンに休みに行った人はなかなか入りにくいという現状があるそうですから、これについては当然配慮していただかないと困ると。

そしてまた、まち歩き、クアオルトなんかで歩く方もたくさんおられると思いますが、こういう人を全然対象外にしているというふうにこの間の説明でちょっと思ったんですね。立ち寄

るところは、2階じゃなくて1階ですよ。共用スペースとおっしゃったのは2階だと思いますが、やはり1階にそういった高齢者、あるいは観光客で街なかを歩いて休む、こういったスペースは私は必要だと思っております。何か余地があるのかないのかわかりませんが、さっきのスペースなども活用しながら、ぜひこの1階部分をもうちょっと有効にやっていただきたいということ。

そしてオガール紫波の話先ほどしたんですけども、オガールは今年間80万人来ていますけれども、コンセプトは、消費をしない人にどんどん来てもらう、その結果それがビジネスに回ると、こういう発想なんです。ですから、カミンだって図書館があったり、子ども、子育て世代の人がいたり、高齢者がいたりということで、そこに店がないのですから消費を目的としては行かないわけですが、けれどもどんどん来ることによってにぎわいが出て、結果的にビジネスにもつながるといい好循環が生まれることを期待するわけです。

もう温泉健康施設、あそこはさっき決まりましたから、議案が。しかもここに入れるとは言いませんけれども、とにかく1階の共用部分でもうちょっと幅広くスタンスをとっていただいて、スペースをとっていただいて、実施設計の段階で変更していただくようなことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本幸一議長 市長。

○横戸長兵衛市長 完全に決まったということでもないわけでございますし、これから変更する余地もございます。今回の補助金でございますが、これは内閣府の予算でございますが、これは何かというと、カミンだけではないんです。カミンに集めた人をいかに商店街と連携す

るか。その部分が大きな要素になって採択を受けたということですから、その部分を我々もしっかりと受けとめて、先ほどの例がありましたけれども、やはり来られた方がいかに街なかに出るか。そのためにはやはり商店街の理解と協力も得なければならぬわけですし、当然今回の補助金申請等についてもそういった話し合いもさせていただいておりますし、これはやはり三菱総研の調査結果も踏まえて、そしてまち全体的に考えていく。そしてその中の一部がカミンだということで進めてまいりたいと考えております。

○坂本幸一議長 枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 今まではあそこで食べ物売ってましたから別によかったんですけども、これからは出前をとってもオーケーですよ、あの建物だったら。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 先ほどの2階部分につきましての利活用の中で、出前をとることも可能と考えております。

○坂本幸一議長 ほかにありませんか。井上学議員。

○2番 井上 学議員 私もカミンの再生についてなんです、まずこの共用部分で多世代交流というふうなことが今課長からあったと思うんですが、やはりそれにしても子育て世代等は1階、ほかは2階というふうな分離されたイメージがあるので、ぜひその点、再度何かいい施策を検討していただきたいということが1点あります。

あと、またその子育て施設に関して、やはりほかにも同様な施設が計画されていたり、もう既にあつたりする中で、いかに魅力あるものにするかという点で、私は基本設計の中ではほか

とちょっとドングリの背比べかなというふうな認識を持ったので、実施設計においてもっと特色を持った子育てのスペースにするべきではないかと考えるので、その点についても今後の考えをお聞きします。

あと、歳入の部分なんです、たしか起債についても後から交付税措置があるというような認識があったのですが、その点ちょっと明確にどのくらいあるのかお示しいただきたいと思えます。

3点お願いします。

○坂本幸一議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 まず、1階と2階の分け方の問題ということでございますが、まず同じ施設の中に入るわけですので当然交流がしやすくなるということを考えておりますし、そういった運用面で、図書館、まじやれ、あと高校生が来るボランティアのところ、あと1階の子育て施設ということで、それぞれが交流できるようなメニューをつくり上げまして交流を進めていくという考えでございます。階を分けているのは、安全面の配慮を第一に考えてのことでございますので、御理解をいただくようお願いいたします。

あと、歳入の部分につきましてですけれども、補正予算債という部分が全体の起債の中の9,810万円ほどございます。内数になってございますので、その部分について交付税措置があって有利な起債ということでございます。

子育て施設の部分につきましては、福祉事務所長がお答えいたします。

○坂本幸一議長 福祉事務所長。

○土屋光博福祉事務所長 確かに山形市南部に新しい施設もという情報も入っておりますので、そちらとはすみ分けできるように、基本、小学

校低学年までのお子さんを中心とした施設にしていきたい、子どもの遊び場にしていききたいというコンセプトでございまして、その中でも、実施設計の中でほかの施設とはまた違った魅力のある遊具等、あとは特徴としましては、ゼロ歳から本当に小さいお子様が安全に遊べるという部分も受けておりますので、特徴を出していきたいということでございます。

○坂本幸一議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第27号平成28年度上山市一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第27号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第21 議会案第1号 上山市
議会政務活動費の交付
に関する条例の一部を
改正する条例の制定に
ついて**

○坂本幸一議長 日程第21、議会案第1号上山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。14番高橋義明

議員。

〔14番 高橋義明議員 登壇〕

○14番 高橋義明議員 議会案第1号上山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、上山市議会における政務活動費の収支報告書等を公表するに当たり必要な改正を行うため提案するもので、その内容は、上山市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の見出しを「収支報告書の保存及び閲覧」としていたものを「収支報告書の保存及び公表」と改めるとともに、第2項の全文を改正し、収支報告書及びその添付書類を毎年度公表することにすのほか、別記様式を改めるもので、平成29年4月1日から施行するものであります。

経過措置として、この条例による改正後の上山市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定は、平成27年5月以後に交付された政務活動費から適用するものであります。

なお、改正内容はお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○坂本幸一議長 1番守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第1号につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 ただいま1番守岡等議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立

いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第1号上山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

## 日程第22 議会案第2号 上山市 議会会議規則の一部を 改正する規則の制定に ついて

○坂本幸一議長 日程第22、議会案第2号上山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番尾形みち子議員。

〔8番 尾形みち子議員 登壇〕

○8番 尾形みち子議員 議会案第2号上山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産に伴う会議及び委員会への欠席に関する規定を定めるほか、一般質問における質問回数の明確化を図るため提案するものであります。

その内容は、出産に伴う会議及び委員会の欠席について、会議への欠席の届け出を規定する第2条及び委員会の欠席の届け出を規定する第84条にそれぞれ1項追加し、出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ欠席届を提出することができる旨の規定を設けるものであります。

また、一般質問の一問一答制も本会議に定着してきたことから、質問回数等の明確化を図るため、質問回数を定める第56条に1項追加し、一問一答方式で質疑を行う場合は、質疑の回数は制限しない旨の規定を設けるほか、一般質問を規定する第62条に1項を追加し、初回は質問及び答弁を一括して行い、再質問以降は一問一答方式とする旨の規定を設けるもので、公布の日から施行するものであります。

なお、改正内容はお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○坂本幸一議長 11番枝松直樹議員。

○11番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第2号

につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 ただいま11番枝松直樹議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第2号については委員会付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第2号上山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

○坂本幸一議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第476回定例会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会

~~~~~  
閉 会

議 長 坂 本 幸 一

會議録署名議員 浦 山 文 一

同 上 井 上 学

同 上 谷 江 正 照

